

事業方法書

平成24年2月14日制定
平成26年3月17日改正
平成27年3月16日改正
平成30年1月23日改正

(共済事業の名称)

第1条 この共済事業の名称は、大阪府こども会安全共済会とする。

(共済事業を行う区域)

第2条 共済事業を行う区域は、大阪府内とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第3条 共済契約者は、大阪府こども会育成連合会を構成する市町村こども会連合組織の代表者とする。

2. 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者が児童生徒等である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）

(2) 被共済者が保護者、指導者又は育成会員である場合（(3)の場合を除く。）は、被共済者（ただし、20歳未満の指導者が被共済者の場合は保護者とする。）

(3) (2)のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第4条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、治療に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	こども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	市町村こ連に所属する単位こども会の加入者及びこども会行事への参加が事前にこども会より認められている指導者、育成者、保護者	6,000,000円

②死亡共済金	こども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病による急死）したとき	同上	6,000,000円
③後遺障害共済金	こども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき	同上	70,000～ 6,000,000円 (等級に応じて)
④傷病共済金	こども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき	同上	8,000～ 60,000円 (等級に応じて)

(補償の対象となる活動)

第5条 補償の対象となる活動の範囲は次に掲げるいずれかのものをいう。

- (1) こども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（20歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
 - (2) こども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3) こども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
 - (4) 居住地以外の地域のこども会活動（地縁的な行事（地域の祭り等））に参加し、その地域との関わりを深める活動。ただし、そのこども会に加入している場合に限る。
2. 前項の活動には、こども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復途上を含みます。ただし、前項第4号については、この限りではない。

(共済期間の制限)

第6条 共済期間は、4月1日0時より当該年度の3月31日24時までの一年間とする。ただし、第11条1項の規定に基づき、期間途中から加入した者については、加入手続が完了した日（共済掛金の払込日）の翌日0時から始まり、当該年度の3月31日24時までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第7条 当会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2. 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。
 - (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
 - (2) 共済掛金の収受又は返還
 - (3) 共済掛金領収証の発行及び交付
 - (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
 - (5) その他共済契約に関する業務
3. 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)

第8条 共済契約を締結しようとする共済契約者は、毎事業年度開始前に、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該申込書を審査の上、引受けの可否を決定する。

2. 事業年度開始後に共済契約を締結しようとする共済契約者は、速やかに所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該申込書を審査の上、引受けの可否を決定する。
3. 第1項の手續を終了した共済契約者は、毎事業年度開始後、各年度4月1日より5月31日までの間に、共済掛金を払い込み(注)、加入者名簿・加入単位一覧表及び年間行事計画書を当会に提出するものとする。なお加入を希望する者は、所定の申込用紙に記名した上で共済契約者に加入を申し込むものとする。

(注) 原則として当会が指定する金融機関に振り込むものとする。
4. 第2項の手續を終了した共済契約者は、手續終了後速やかに共済掛金を払い込み(注)、加入者名簿・加入単位一覧表及び年間行事計画書を当会に提出するものとする。なお加入を希望する者は、所定の申込用紙に記名した上で共済契約者に加入を申し込むものとする。

(注) 原則として当会が指定する金融機関に振り込むものとする。
5. 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金領収証及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書を交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第9条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称

- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

2. 前項の共済証書には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項)

第10条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) 当会の名称
- (3) 加入者の見込み数及び収受する共済掛金の見込み額
- (4) 申込書の作成日

2. 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

(被共済者の異動)

第11条 第8条第3項及び第4項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加をするときは、追加加入者名簿に、次の共済掛金を添えて当会に提出するものとする。

①共済期間の開始日（注）が9月30日以前の場合200円

②共済期間の開始日（注）が10月1日以降の場合150円

（注）加入手続が完了した日（共済掛金の払込日）の翌日

2. 第8条第3項及び第4項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の一部を脱退させようとするときは、当会所定の脱退届に所要事項を記入し、当会に提出する。

3. 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

(共済契約者及び加入者名簿)

第12条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。

(共済掛金の設定)

第13条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第14条 共済金の支払に関する事項については共済約款の規定による。

(共済掛金の返還)

第15条 共済掛金の返還については共済約款の規定による。

(再保険又は再共済)

第16条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

平成30年4月1日施行